

令和2年 年末調整の改正点と 従業員への説明ポイント

令和2年分の年末調整が始まります。令和2年分の年末調整は大きな改正項目が多く、新しい申告書も加わることから、留意すべきポイントをしっかりと押さえて、スムーズに作業を進めたいところです。

そこで、令和2年分年末調整の改正内容を確認し、従業員等向けのポイントを説明します。

1) 年末調整に係る改正内容

(1) 給与所得控除額の改正

給与所得は、「給与収入」から「給与所得控除額」を控除して計算します。この給与所得控除額について、一律10万円引き下げられました。その結果、最低保障額は「55万円」（改正前：65万円）になりました。

また、給与所得控除額が上限となる給与収入が「850万円」に引き下げられた上で、給与所得控除額の控除上限額が「195万円」に引き下げられました（改正前：給与収入1,000万円超、上限220万円）。

(2) 基礎控除の改正

基礎控除の額が10万円引き上げられたとともに、所得金額が大きくなるにつれて、逓減・消失する仕組みとなりました（改正前：一律38万円）。

| 合計所得金額 | 控除額 |
|--------------------|------|
| 2,400万円以下 | 48万円 |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 32万円 |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 16万円 |
| 2,500万円超 | 0円 |

この改正に伴い、年末調整で基礎控除の適用を受けようとする場合は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の基礎控除申告書」

を勤務先に提出しなければなりません。

(3) 所得金額調整控除の創設

① 所得金額調整控除（子ども等）

給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、年齢23歳未満の扶養親族を有する者等に適用される、いわゆる「所得金額調整控除（子ども等）」が創設されました。

所得金額調整控除（子ども等）の対象となる者は、その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、次に掲げる者です。

| | |
|---|----------------------------|
| ア | 本人が特別障害者に該当する者 |
| イ | 年齢23歳未満の扶養親族を有する者 |
| ウ | 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 |

控除額は、その年中の給与等の収入金額（1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、その年分の給与所得の金額から控除します。

所得金額調整控除（子ども等）は、年末調整において適用できます。適用を受けようとする場合は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「所得金額調整控除申告書」を勤務先に提出しなければなりません。

② 所得金額調整控除（年金等）

給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある場合で、その合計額が10万円を超える場合に適用される、いわゆる「所得金額調整控除（年金等）」が創設されました。

所得金額調整控除（年金等）の対象となる者は、その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える者です。

控除額は、給与所得控除後の給与等の金額（10 万円が限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10 万円が限度）の合計額から 10 万円を控除した残額を、給与所得の金額（注）から控除します。

（注）所得金額調整控除（子ども等）の適用がある場合には、その適用後の金額となります。

この所得金額調整控除（年金等）は、確定申告でのみ適用があり、年末調整では適用できません。

（４）ひとり親・寡婦控除等の創設・改正

①ひとり親控除の創設

居住者が「ひとり親」である場合に、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から 35 万円を控除する、「ひとり親控除」が創設されました。

「ひとり親」とは、「現に婚姻をしていない者」又は「配偶者の生死の明らかでない者で一定の者」のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。

| | |
|---|--|
| ア | その者と生計を一にする子（注）を有すること。 （注）その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が 48 万円以下の子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）。 |
| イ | 合計所得金額が 500 万円以下であること。 |
| ウ | その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。 |

②寡婦（寡夫）控除の改正

寡婦控除の要件が見直され、改正後の「寡婦」は、次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいいます。

| | |
|---|--|
| ア | 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの |
| | <ul style="list-style-type: none"> i 扶養親族を有すること。 ii 合計所得金額が 500 万円以下であること。 |

| | |
|---|--|
| | iii その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。 |
| イ | 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの |
| | <ul style="list-style-type: none"> i 合計所得金額が 500 万円以下であること。 ii その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。 |

また、「寡夫」の定義及び寡夫控除については、「その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと」の要件が追加され、ひとり親に該当する寡婦とともに、ひとり親の定義及びひとり親控除に改組されました。さらに、特別の寡婦に係る寡婦控除の特例は、ひとり親控除の創設に伴い廃止されました。

③適用関係

ひとり親控除及び改正後の寡婦控除は、令和 2 年分以後の年末調整（同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年 4 月 1 日以後であるものに限る。）から適用されます（月々の源泉徴収は、令和 3 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等から適用）。

（５）扶養親族等の合計所得金額要件等

扶養親族等の合計所得金額要件について、それぞれ 10 万円引き上げられました。

| 扶養親族等の区分 | 合計所得金額要件 | |
|-----------------------|-----------------|-----------------|
| | 改正後 | 改正前 |
| 同一生計配偶者 | 48 万円以下 | 38 万円以下 |
| 扶養親族 | 48 万円以下 | 38 万円以下 |
| 源泉控除対象配偶者 | 95 万円以下 | 85 万円以下 |
| 配偶者特別控除の対象となる配偶者（注 1） | 48 万円超 133 万円以下 | 38 万円超 123 万円以下 |
| 勤労学生 | 75 万円以下 | 65 万円以下 |

（注 1）配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ 10 万円引き上げられています。

(注2) 上記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円に引き下げられています。

2) 従業員等向け年末調整のポイント

(1) 基礎控除申告書等の記入

年末調整で「基礎控除」や「所得金額調整控除(子ども等)」の適用を受けようとする場合は、「給与所得者の基礎控除申告書」や「所得金額調整控除申告書」を記入して勤務先に提出する必要があります。

これらの申告書は「給与所得者の基礎控除申告書兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」という兼用様式となっていることから、記入すべき箇所をしっかりと確認して漏れのないようにしてください。

(2) 所得金額調整控除の適用等

① 年末調整における適用

年末調整において控除を受けられるのは、「所得金額調整控除(子ども等)」のみです。

ただし、給与所得者の基礎控除申告書や配偶者控除等申告書などを作成する場合において、「合計所得金額の見積額」を計算するときは、「所得金額調整控除(子ども等)」及び「所得金額調整控除(年金等)」の両方を考慮します。

② 給与等の収入金額の判定

給与等の収入金額が850万円を超えているかどうかは、年末調整の対象となる主たる給与等により判定します(従たる給与等は含めない)。

ただし、「合計所得金額の見積額」を計算するときは、主たる給与等だけではなく、従たる給与等を含めた本年中の全ての給与等により計算します。

③ 夫婦双方での適用

所得金額調整控除(子ども等)は、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円超で、夫婦双方の23歳未満の扶養親族に該当する子どもがいるような場合は、その夫婦それぞれで控除することができます。なお、「扶養控除」の場合は、この

控除とは異なり、いずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなされますので注意してください。

(3) ひとり親控除等の適用

改正前は寡婦(寡夫)控除の対象ではなかった者が「ひとり親」に該当する場合や、逆に、改正前は寡婦(寡夫)控除の対象であった者が「ひとり親」及び「寡婦」に該当しない場合があるため注意してください。

また、以下の場合、年末調整で一定の申告が必要ですので、該当する場合は忘れないようにしてください。

| | |
|---|--|
| ① | 改正前に寡婦(寡夫)又は特別の寡婦に該当していた者が、改正後は「ひとり親」又は「寡婦」に該当しない場合には、年末調整時にその旨を申告してください。 |
| ② | 改正前に寡婦(寡夫)又は特別の寡婦に該当していなかった者が、改正後のひとり親に該当することとなった場合には、年末調整時に「ひとり親に該当する」旨を申告してください。 |
| ③ | 改正前に寡婦(特別の寡婦を除く)に該当していた者で、改正後も「寡婦」に該当する場合において、その者と生計を一にする子を有するときは「ひとり親」に該当することから、年末調整時にその異動内容について申告してください。 |

(4) 扶養親族等の判定

上記1)(5)のとおり、扶養親族等の合計所得金額要件が改正されましたが、扶養親族等の所得が給与所得だけの場合で、改正前と改正後でその扶養親族等の給与等の収入金額が変わらないときは、基本的に改正前後でその扶養親族等の合計所得金額要件の判定は変わりません。扶養親族等の所得が事業所得等もある場合は、判定が変わる場合があります。

(著者 鈴木涼介税理士事務所 税理士 鈴木涼介)